

令和8年受付分の請願・陳情・政策提案 一覧

◇請願

受理なし

◇陳情

受理番号	受理日	件名	要旨	審査付託先	本会議結果
1 8 陳情 第1号	R8.2.18	法的手続中案件における議会への情報提供および議会関与の適正化に関する陳情	<p>(1) 和解に当たり議会の議決を要する案件について、係争中を理由として議会審議が停止され、市民または市に不利益が生じることのないよう、議会への定期的な情報提供および審議可能化の仕組みとして、非公開の所管委員会報告、案件区分ルールおよび期日管理を整備すること。</p> <p>(2) ADR、人権救済申立、調停、和解斡旋等の手続中案件は、予算または財務への影響、市の法的責任の発生の可能性が合理的根拠により否定されない限り、情報報告、意見照会、事前協議等の議会関与を可能とする運用基準を策定すること。</p> <p>(3) 係争中を理由とした審議未了の長期化により、訴訟提起または時効成立を招き、市または市民に不利益が生じることのないよう、案件ごとに議会付議期限、和解判断期限、不作為回避の代替手続（専決、予備費、暫定合意）を設けること。</p> <p>(4) 市は、進行中の係争・被調査案件および和解に当たり議会の議決を要する案件について、秘密保持に配慮しつつ、議会に対し財政影響見込み、争点類型、進行状況および予定付議事項を定期報告し、非公開の所管委員会または全員協議会での取扱いを含め、付議予定時期および準備状況を明らかにし、期限管理により不必要な長期化を防止すること。</p> <p>(5) 市民に対しては、情報公開条例に基づき、案件概要、手続段階および意思決定予定を公開し、非開示とする場合は適用条文を明示すること。</p>	総務 常任委員会	
2 8 陳情 第2号	R8.2.18	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	<p>1. 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかどうかについて、職員に寄り添って調査・確認するよう、行政に求めてほしい。</p> <p>2. 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてほしい。</p>	総務 常任委員会	

◇郵送陳情

受理なし

◇政策提案

受理なし

審議結果について

○採択、不採択

採択とは、内容について願意が妥当であり、法令上や行財政上も実現性があるような場合、議会としてこれに賛同するという意味の意思決定をいう。
不採択とは、これを否認する意味の意思決定をいう。

○趣旨採択

趣旨採択とは、法令上や行財政上の実現性やその他の事情により全面的に採択するには難しいが、内容について部分的に賛同できる場合や趣旨としては理解できる場合など、不採択とするにも難しい際に、「趣旨には賛成である」という意味の意思決定をいう。

○意見書

多摩市議会では、意見書については全員一致で賛成（採択又は趣旨採択）の場合のみ提出することとしています。請願等の審査を付託した委員会において全員の賛成ではなかった場合、意見書の提出は行いません。

○閉会中の審査

議会の会期末に審査を付託し、閉会中、また次の会期までに審査をするものとした場合をいう。

○閉会中の継続審査

議会の会期中に結論が出ず、さらに内容を調査・検討するため、次の会期までなお継続して審査をするものとした場合をいう。

○審議未了

議会の会期中に結論が出ず、継続審査の決定もされないまま会期を終えるに至った場合をいう。
審議未了となった場合には廃案となる。

○議長報告

会議の議題とせず、議長が全議員に受付した文書の写しを配付し報告した場合をいう。